

議案第9号

市立学校職員の勤務時間に関する規程等中改正について
市立学校職員の勤務時間に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月2日提出

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

(市立学校職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 市立学校職員の勤務時間に関する規程(平成7年横須賀市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条の規定により採用された教育職員」に、「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

第3条第2項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

(横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正)

第2条 横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程(平成13年横須賀市教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削る。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「前条に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員については、職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条の規定により採用された教育職員とみなして、第1条の規定による改正後の市立学校職員の勤務時間に関する規程の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）に伴い、所要の条文整備をするため、これらの規程を改正する。

(非常勤教育職員の勤務時間の割振り)

定年前

第2条 非常勤の教育職員の割振りは、~~地方公務員法(昭和25年法律第261号)第~~

~~28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員~~(以下「再任用短時間勤務教育職員」という。)については、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、日々雇用されるものについては、1日につき7時間45分を超えない範囲内において、その他の者については、1週間につき38時間45分を超えない範囲内において、教育委員会が行うものとする。

職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条の規定により採用された教育職員

(週休日)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

定年前

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、再任用短時間勤務教育職員について、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育職員等の週休日について別に定めることができる。

横須賀市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程

(非常勤職員の勤務時間の割振り)

第3条 非常勤の県費負担学校職員の勤務時間の割振りは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第~~28~~²²条の~~5~~⁴第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)については、休憩時間を除き、4週間を超えない期間について1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、日々雇用されるものについては、1日につき7時間45分を超えない範囲内において、その他の者については、1週間につき29時間を超えない範囲内において、教育委員会が行うものとする。

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

- 2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、再任用短時間勤務職員について、月曜日から金曜日までの5日間において、連休日を設定することができる。
- 3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校の円滑な運営上特に必要と認める場合には、別に週休日を定めることができる。

前条に規定する短時間勤務の職を占める職員